

添付法令資料 1 :

韓国国税基本法 (目次)

2024 年 12 月 31 日法律第 20611 号により一部改正 2025 年 1 月 1 日施行

第 1 章	総則
第 1 節	通則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 節	期間及び期限 (第 4 条ないし第 7 条)
第 3 節	書類の送達 (第 8 条ないし第 12 条)
第 4 節	人格 (第 13 条)
第 2 章	国税賦課及び税法適用
第 1 節	国税賦課の原則 (第 14 条ないし第 17 条)
第 2 節	税法適用の原則 (第 18 条ないし第 20 条)
第 3 節	中長期租税政策運用計画 (第 20 条の 2)
第 3 章	納税義務
第 1 節	納税義務の成立及び確定 (第 21 条ないし第 22 条の 3)
第 2 節	納税義務の承継 (第 23 条及び第 24 条)
第 3 節	連帯納税義務 (第 25 条及び第 25 条の 2)
第 4 節	納付義務の消滅 (第 26 条ないし第 28 条)
第 5 節	削除 (第 29 条ないし第 34 条)
第 4 章	国税及び一般債権の関係
第 1 節	国税の優先権 (第 35 条ないし第 37 条)
第 2 節	第 2 次納税義務 (第 38 条ないし第 41 条)
第 3 節	物的納税義務 (第 42 条)
第 5 章	課税
第 1 節	管轄官庁 (第 43 条及び第 44 条)
第 2 節	修正申告及び更正等の請求 (第 45 条ないし第 46 条の 2)
第 3 節	加算税の賦課及び減免 (第 47 条ないし第 50 条)
第 6 章	国税還給金及び国税還給加算金 (第 51 条ないし第 54 条)
第 7 章	審査及び審判
第 1 節	通則 (第 55 条ないし第 60 条の 2)
第 2 節	審査 (第 61 条ないし第 66 条の 2)
第 3 節	審判 (第 67 条ないし第 81 条)
第 7 章の 2	納税者の権利 (第 81 条の 2 ないし第 81 条の 19)
第 8 章	補則 (第 82 条ないし第 87 条)
第 9 章	罰則 (第 88 条ないし第 90 条)
	附則